

平成25年2月26日

【照会先】

報道関係者 各位

総務課 広報調査室
室長 佐渡 賢一
労働専門職 野田 洋一
(直通電話) 03-5403-2144

平成 24 年「賃金事情等総合調査」の結果（速報）

「賃金事情調査」および「労働時間、休日・休暇調査」

—賃金改定率は 1.89% 増、定期昇給実施企業は 99.4% —

中央労働委員会事務局では、このほど、平成 24 年「賃金事情等総合調査」の結果（速報）を取りまとめましたので公表します。

「賃金事情等総合調査」は、中央労働委員会が労働争議の解決に向けて行うあっせん・調停等の参考として利用するための情報を収集することを主目的として、昭和 27 年以降毎年実施している調査です。調査対象は、原則として、資本金 5 億円以上、労働者 1,000 人以上の企業の中から中央労働委員会が独自に選定した 380 社（※）で、臨時・日雇労働者、パートタイム労働者などを除く常用労働者の賃金などの諸事情について、毎年回答を依頼しています。

調査は、「賃金事情調査」と、隔年で交互に実施している「労働時間、休日・休暇調査」、「退職金、年金及び定年制事情調査」からなっており、平成 24 年は「労働時間、休日・休暇調査」を行いました。今回の結果（速報）は、平成 24 年 6 月の状況について、「賃金事情調査」・「労働時間、休日・休暇調査」とも 230 社（回答率 60.5%）から得た回答に基づいて集計しています。

（※）本調査は固定されたサンプルを対象に実施するなど、通常の統計調査とはその性格が異なります。

【調査結果のポイント】

文末カッコ内は添付資料で参照する表

- 1 年間の所定内賃金の改定額は、労働者一人平均で 6,019 円（前年を 119 円下回る）、率では 1.89% 増となった（前年を 0.02 ポイント下回る）。（表 2）
- 2 この間、ベースアップを内容とする賃金表の改定を行わなかった企業は、賃金表のある企業 175 社のうち 166 社（94.9%）であった。（表 3）
- 3 定期昇給を実施した企業は 171 社（制度のある企業の 99.4%）。（表 3）
- 4 平成 23 年年末一時金の一人平均額は 81 万 5,800 円で、前年に比べ、額で 3 万 8,300 円、率で 4.9% の増加。同じく平成 24 年夏季一時金の平均額は 82 万 4,500 円で、前年から額で 1 万 3,600 円、率で 1.6% 減少した。（表 5）
- 5 モデル所定内賃金は、事務・技術労働者（総合職）大学卒は 55 歳、高校卒は 60 歳がピークで、それぞれ 63 万 6,800 円、47 万 1,400 円、高校卒生産労働者はピークが 55 歳で 41 万 8,000 円。（表 6）
- 6 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取り組みがみられた 184 社（前回 209 社）についてみると、労働組合から要求・申入れのあった項目、実施した項目とともに、「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」（要求 80 社、実施 86 社）が最も多く、次いで、「育児・介護・看護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」（要求 65 社、実施 76 社）、「出退勤の時間管理の徹底」（要求 49 社、実施 80 社）などであった。（表 12）